

福岡市マイボトル協力店登録実施要領

（ 目的 ）

第1条 この要領は、マイボトルに飲料を提供する等、不必要な使い捨て容器の利用を抑制する取り組みを行う福岡市内の店舗を「福岡市マイボトル協力店」（以下「協力店」という。）として登録するために必要な事項を定め、協力店やその取り組み等を広く紹介することで、店舗利用者へマイボトルの利用を促し、もって循環型社会の構築に資することを目的とする。

（ 用語の定義 ）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）マイボトルとは、水筒、タンブラー、蓋付きマグカップその他の繰り返し飲料を充填できる容器をいう。
- （2）福岡市マイボトル協力店とは、水やコーヒー等の飲料を、有償・無償を問わず、利用者が持ち込んだマイボトルに提供する福岡市内の店舗であって、「福岡市マイボトル協力店」として登録された店舗をいう。

（ 申請対象者 ）

第3条 申請対象者（以下「申請者」という。）は次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- （1）協力店へ登録を希望する店舗の管理・運営等について責任を有する者（飲食店等許可を必要とする店舗においてはその許可を受けた者。許可を必要としない店舗においてはその店舗を所有する者や経営する者。）であること。
- （2）福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（ 登録要件 ）

第4条 福岡市内の店舗において、水やコーヒー等の飲料を、有償・無償を問わず、利用者が持ち込んだマイボトルに提供するサービスを行うこと。

（ 取り組み内容 ）

第5条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- （1）協力店は、第4条の登録要件を自発的に実践すること。
- （2）協力店は、市から交付されたステッカー等を掲示して協力店であることを周知し、利用者へマイボトル携行を促すこと。
- （3）協力店は、市が実施するマイボトル利用に関するアンケートへ協力すること。
- （4）酒類の販売・提供を行う店舗は、飲酒運転撲滅の取り組みを推進すること。

(申請方法)

第6条 協力店として登録を希望する店舗の申請対象者は、申込書（様式第1号）を市へ郵送、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出する。

- 2 市は、申請者から提出された申込書の内容を審査し、第3条及び第4条の要件を満たすと認める場合は協力店として登録し、協力店であることを示すステッカーの他、必要に応じて啓発資料等を交付する。

(店舗の紹介)

第7条 市は、登録した協力店の情報を、市ホームページや市政だより等で紹介する。

- 2 申請者は登録申請した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、第3条及び第4条の要件を満たさなくなった場合又は店舗等を廃止する場合は、登録中止届（様式第2号）により市へ届け出るとともに、ステッカー等協力店であることを示す掲示物の掲示を取り止めなければならない。

- 2 市は、登録中止届の内容を確認し、協力店一覧及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第9条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出なければならない。

- 2 市は、登録内容変更届の内容を確認し、協力店一覧及び市ホームページ等の掲載情報を変更する。

(登録の抹消)

第10条 市は、協力店が第3条及び第4条の要件を満たしていない場合又は協力店制度の信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

- 2 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等協力店であることを示す掲示物の掲示を取り止めなければならない。

附則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月27日から施行する。